記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

22・23　［略］

24　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第31条第５項ただし書及び第54条第７項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する

記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

22・23　［略］

24　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第31条第５項ただし書及び第54条第７項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する